第２章　地域福祉

第１節　人口・世帯の状況

◆総人口の推移（北九州市）

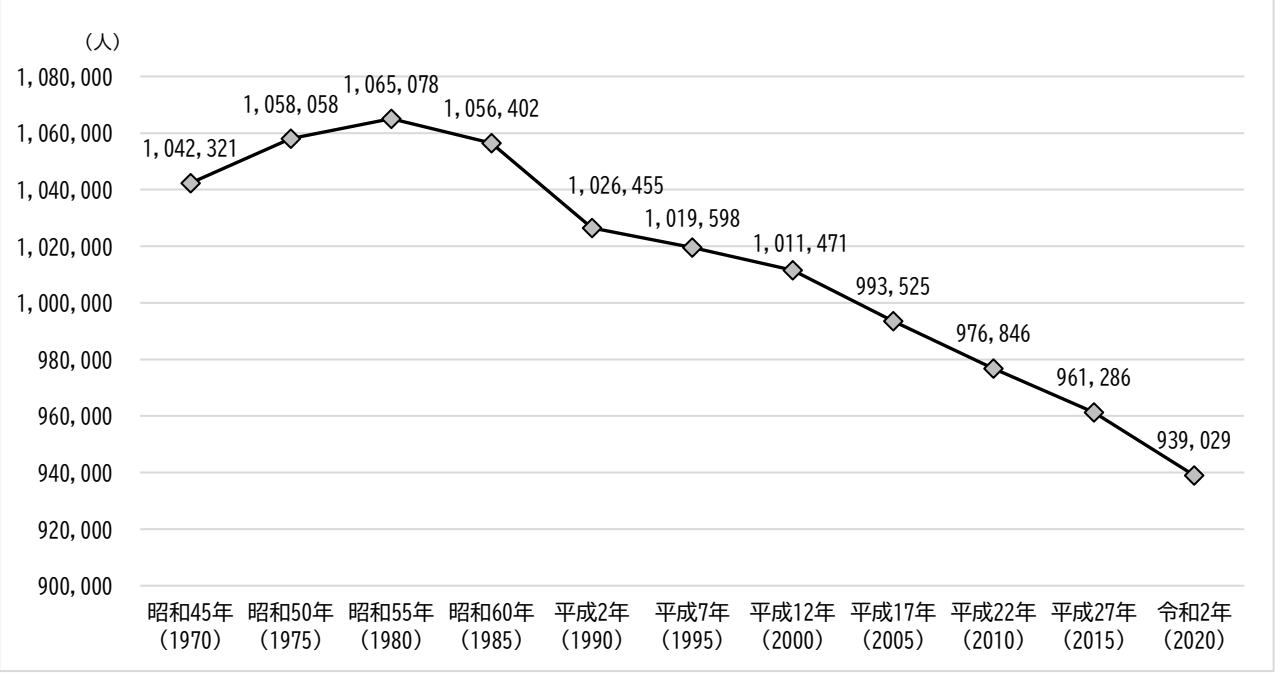

【出所】総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

◆年齢３区分別人口割合の推移（北九州市）

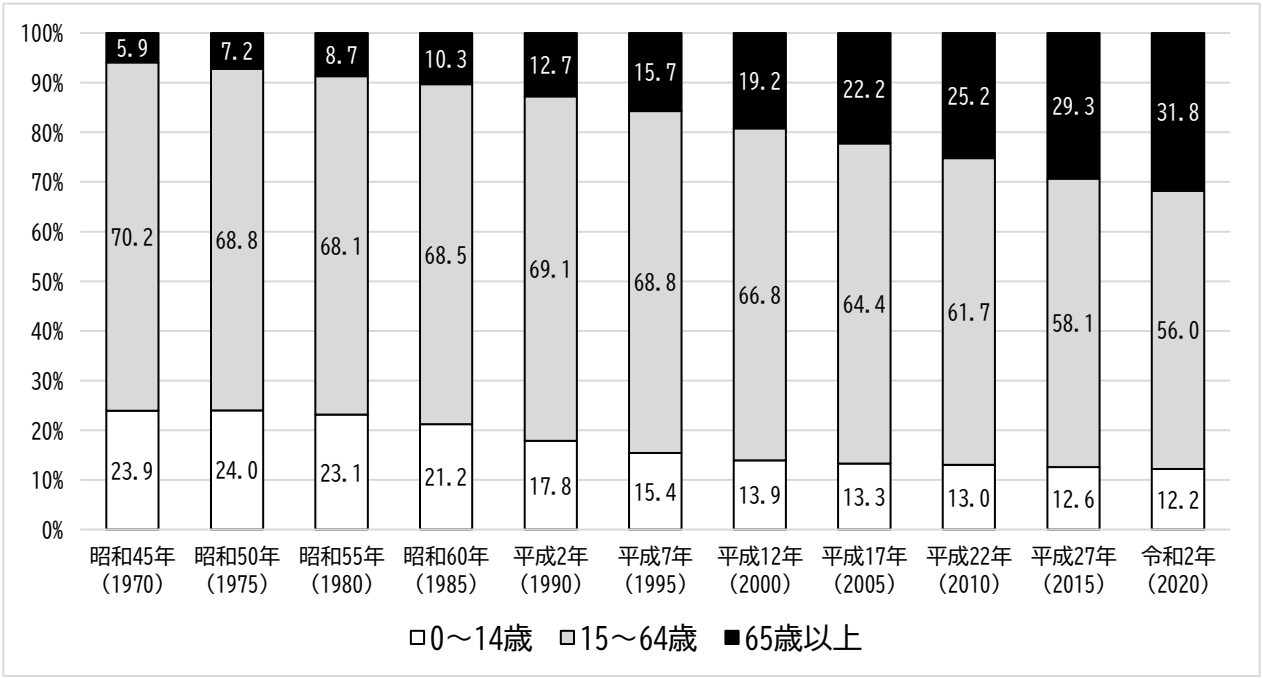

【出所】総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

◆年齢３区分別人口割合（行政区別）

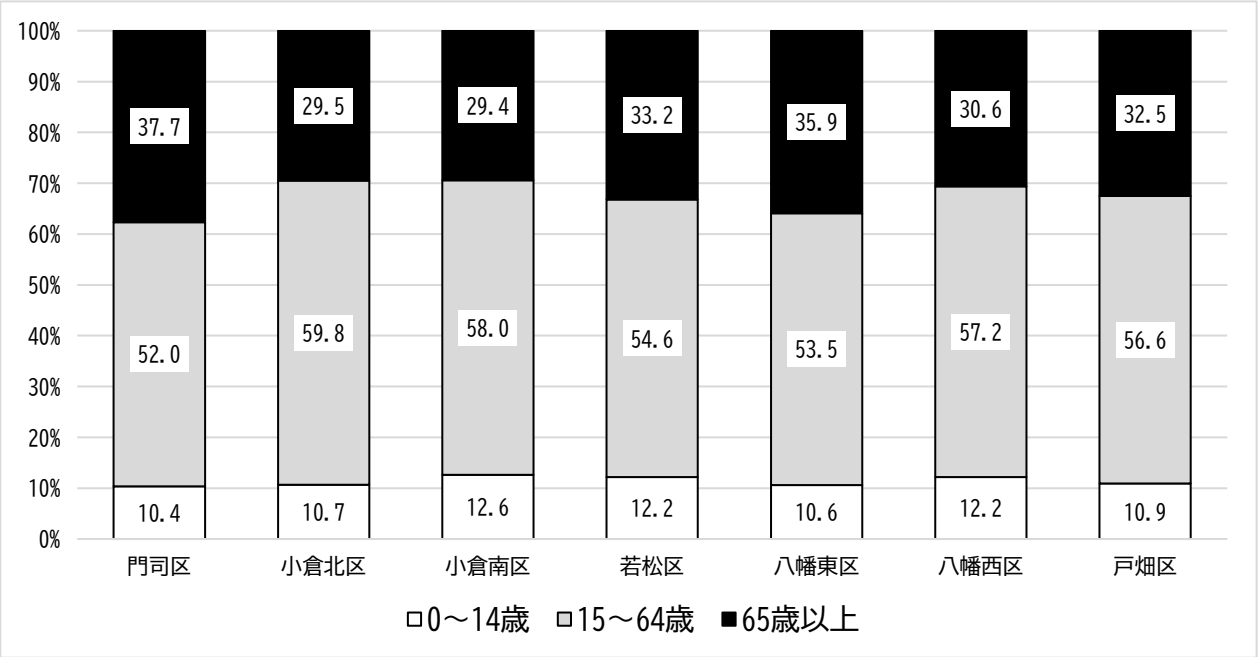

【出所】住民基本台帳（令和６(2024)年３月３１日現在）

◆家族類型別一般世帯数の推移（北九州市）

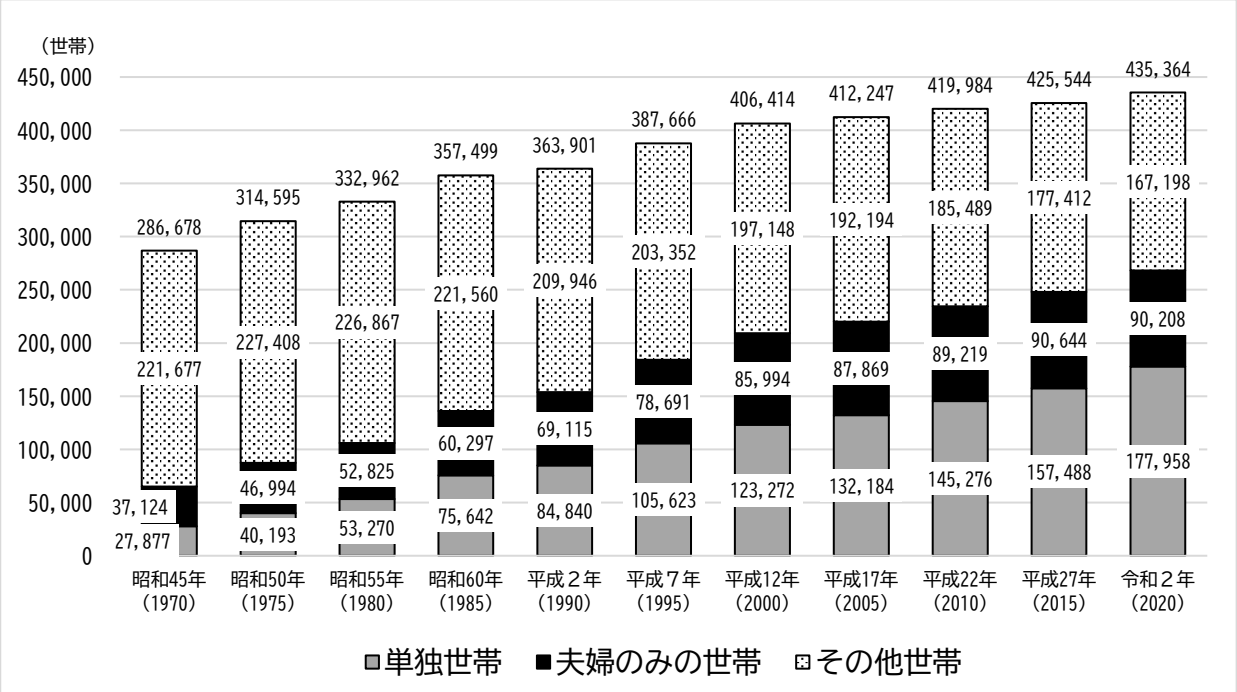

【出所】総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

第２節　北九州市の地域福祉 2021～2025（地域福祉計画）〔地域福祉推進課〕

１　地域共生社会の実現

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合うまちを実現していくことです。

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会の状況は大きく変化し、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域団体、福祉サービス等事業者、NPO・ボランティア団体、学校、企業など、地域で暮らし活動するすべての人々と行政が一体となって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

そこで、地域共生社会の実現のための理念や取組みを定めるものとして、「北九州市の地域福祉 2021～2025」を令和３(2021)年３月に策定しました。

（１）計画の位置づけ

この計画は社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」であり、各福祉分野における共通的な事項を記載する「上位計画」です。地域福祉計画により地域の基盤づくりを進め、個別の施策や事業は各分野の計画において定め、推進していきます。

また、社会福祉協議会が中心となり策定した「北九州市地域福祉活動計画」と連携を図り、本市の地域福祉を推進していきます。

（２）計画期間

令和３(2021)年度から令和７(2025)年度までの５ヶ年です。

（３）基本理念

地域の特性を生かした 地域共生のまちづくり

（４）基本目標

①支え合いの気持ちを育もう
②支え合いの輪を広げよう
③支え合いの輪につなげよう

（５）計画の体系

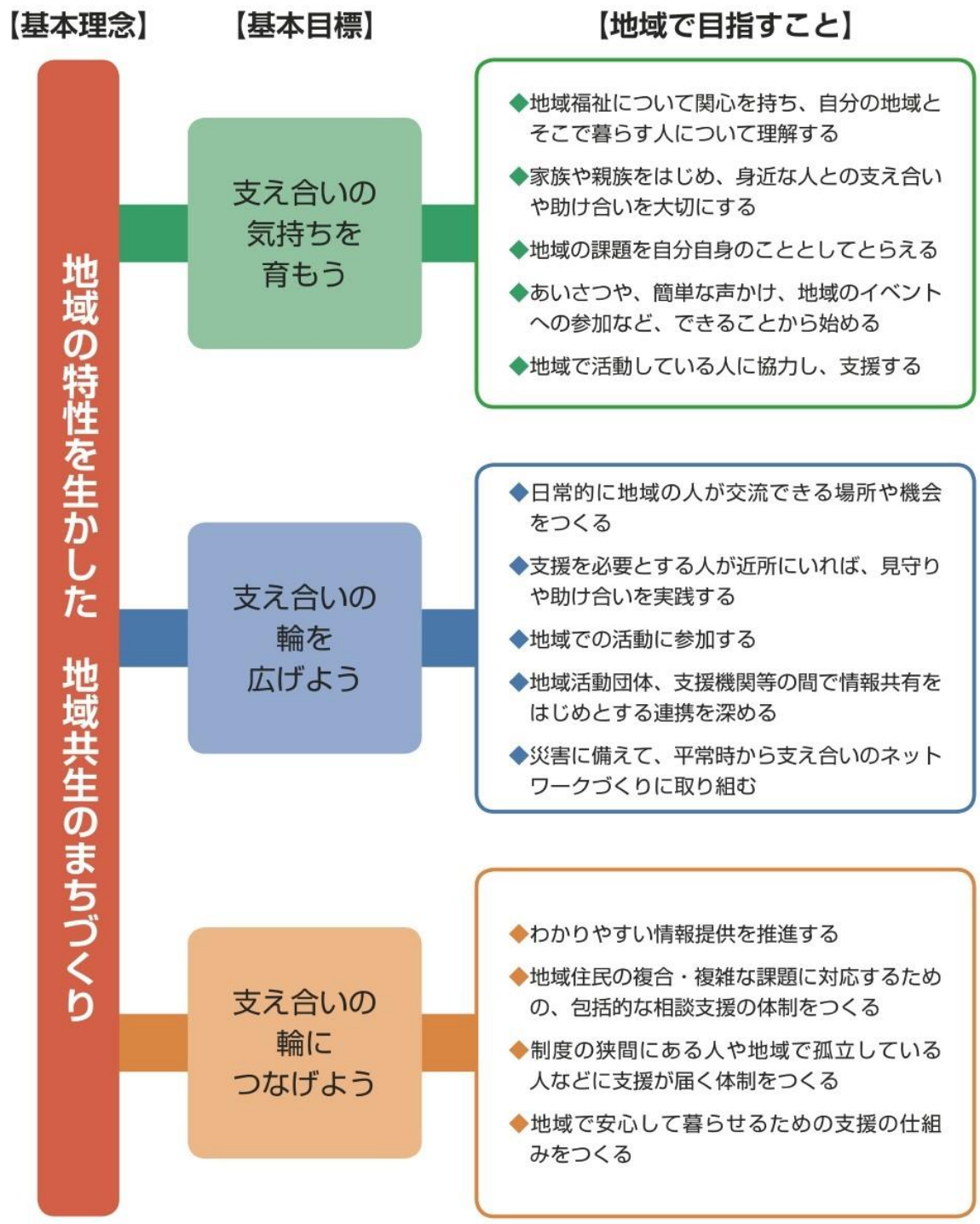
【基本理念】
【基本目標】
【地域で目指すこと】
地域の特性を生かした　地域共生のまちづくり
支え合いの気持ちを育もう
◆地域福祉について関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人について理解する
◆家族や親族をはじめ、身近な人との支え合いや助け合いを大切にする
◆地域の課題を自分自身のこととしてとらえる
◆あいさつや、簡単な声かけ、地域のイベントへの参加など、できることから始める
◆地域で活動している人に協力し、支援する
支え合いの輪を広げよう
◆日常的に地域の人が交流できる場所や機会をつくる
◆支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する
◆地域での活動に参加する
◆地域活動団体、支援機関等の間で情報共有をはじめとする連携を深める
◆災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む
支え合いの輪につなげよう
◆わかりやすい情報提供を推進する
◆地域住民の複合・複雑な課題に対応するための、包括的な相談支援の体制をつくる
◆制度の狭間にある人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる
◆地域で安心して暮らせるための支援の仕組みをつくる

第３節　地域福祉ネットワーク

１　いのちをつなぐネットワーク事業　〔地域福祉推進課〕

「いのちをつなぐネットワーク」とは、住民と行政の力を結集し、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくすることによって、高齢者のみならず、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくための取組みです。

本市では、孤立死（孤独死）などの問題を受け、地域における支え合い機能に弱まりが見られる中で、行政がコーディネート役となり、自助・共助との協働の仕組みを改めて確立するために、平成 20（2008）年度から事業を開始しました。

「いのちをつなぐネットワーク事業」においては、「支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）」と「必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること（地域福祉ネットワークの充実・強化）」の２つを目的として取組みを進めています。

（１）いのちをつなぐネットワーク担当係長

各区に配置したいのちをつなぐネットワーク担当係長が、支援を必要とする市民の情報収集・発見、実態把握、情報提供等を通じた担当部門へのつなぎ、地域住民・組織、関係機関からなる見守りチームの立ち上げ支援などを行います。

◆地域会合への参加回数

会　合	令和３年度	令和４年度	令和５年度
民生委員児童委員協議会	606 回	948 回	1,007 回
自治会	10 回	23 回	37 回
校区（地区）社会福祉協議会	200 回	290 回	309 回
その他（推進協、医師会など）	19 回	44 回	60 回
合　計	835 回	1,305 回	1,413 回

◆相談件数

相談者	令和３年度	令和４年度	令和５年度
本人	193 件	125 件	152 件
家族・親族	73 件	57 件	57 件
民生委員・福祉協力員	156 件	175 件	233 件
近隣住民	58 件	62 件	54 件
行政	127 件	119 件	146 件
その他（民間企業ほか）	101 件	50 件	87 件
合　計	708 件	588 件	729 件

◆相談者の年齢

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
～39 歳	70 人	51 人	67 人
40 歳～64 歳	205 人	174 人	193 人
65 歳～74 歳	168 人	149 人	138 人
75 歳～	257 人	290 人	336 人
不　明	22 人	17 人	12 人
合　計	722 人	681 人	746 人

※相談者１件で対象者が複数の場合がある為、「相談件数」とは数字が異なる。

◆相談内容

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
低所得	297 件	211 件	251 件
高齢者	140 件	118 件	135 件
子ども	13 件	12 件	16 件
障害のある人	47 件	30 件	37 件
健康・医療	76 件	58 件	68 件
その他	399 件	323 件	415 件
合　計	972 件	752 件	922 件

※相談者１名で複数の内容がある場合あり。

（２）いのちをつなぐネットワーク協力会員

地域全体で見守る仕組みとして、市民と接する機会のある民間企業や団体とネットワークを築いています。

◆会員登録数の推移（企業・団体）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見守り部会	81	82	86
買い物支援部会	26	27	29
見守り・買い物部会重複	6	6	8
合　計	101	103	107

２　民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、民生委員法などに基づく民間の奉仕者で、都道府県知事（政令指定都市や中核市の市長）の推薦により、厚生労働大臣から委嘱され、関係行政機関に対する協力業務のほか、一人暮らし高齢者等への援護活動・心配事の相談活動など住民の立場に立った相談援助活動を行っています。

令和６（2024）年４月現在、北九州市内には区域を担当する委員 1,327 人と児童の問題を専門に担当する委員（主任児童委員）266 人の合わせて 1,593 人の委員が地域社会の問題の解決のためのさまざまな活動を行っています。

◆民生委員・児童委員の活動状況

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
内容別相談・指導件数	在宅福祉	1,894 件	1,853 件	1,612 件
	介護保険	1,626 件	1,882 件	1,908 件
	健康・保健医療	4,958 件	4,632 件	3,939 件
	子育て・母子保健	944 件	1,052 件	1,133 件
	子どもの地域生活	4,406 件	3,985 件	3,343 件
	子どもの教育・学校生活	1,533 件	1,749 件	2,241 件
	生活費	1,136 件	1,114 件	1,110 件
	年金・保険	859 件	920 件	878 件
	仕事	434 件	324 件	375 件
	家族関係	2,605 件	2,803 件	2,675 件
	住居	1,734 件	1,529 件	1,718 件
	生活環境	3,294 件	3,493 件	3,659 件
	日常的な支援	15,022 件	16,495 件	15,019 件
	その他	19,110 件	19,181 件	18,538 件
	小計	59,555 件	61,012 件	58,148 件
その他の活動件数		137,359 件	159,257 件	168,731 件
総件数		196,914 件	220,269 件	226,879 件
活動日数		185,339 日	194,101 日	195,265 日
訪問回数		267,347 回	284,641 回	285,382 回

３　ふれあいネットワーク活動推進事業（社会福祉協議会）　〔地域福祉推進課〕

社会福祉協議会の自主事業である「ふれあいネットワーク活動」は、校（地）区社会福祉協議会を中心に、「見守り」「話し合い」「助け合い」の３つのしくみをつくり、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるように住民同士で支え合う活動です。この活動はおおむね小学校区を基本単位とした、すべての校（地）区社会福祉協議会（155 地区）が取り組んでいます。

（１）「見守り」のしくみ

一人暮らしの高齢者など支援を必要とする人に対し、定期的に訪問を行う「福祉協力員」を 50～100 世帯に一人配置しています。福祉協力員は、生活上で困った問題などをいち早く発見して、ニーズ対応チーム（下記）へのつなぎ、民生委員・児童委員、区社協、区役所など関係機関への連絡を行うほか、問題解決のために役立つ福祉情報の提供なども行っています。

【福祉協力員数（令和６(2024)年３月末現在）】6,328 人

◆支援対象世帯ごとの見守り件数

対象者	令和３年度	令和４年度	令和５年度
高齢者世帯	127,721 件	125,258 件	125,141 件
障害のある人の世帯	3,465 件	3,436 件	3,351 件
子育て中の世帯	2,279 件	2,181 件	2,964 件
その他の世帯	2,347 件	1,969 件	1,926 件
合　計	135,812 件	132,844 件	133,382 件

（２）「話し合い」のしくみ

福祉協力員が発見した問題や、ニーズ対応チームの活動について、問題解決の方法や役割分担について話し合うため、各校（地）区社協で連絡調整会議を開催しています。会議には、民生委員・児童委員や、市・区社協職員、保健師、いのちをつなぐネットワーク担当係長、地域包括支援センター職員等の区役所職員、社会福祉施設、関係機関・団体の担当者も参加しています。

（３）「助け合い」のしくみ

福祉協力員などが要支援者への訪問活動の中で発見した日常生活上の問題のうち、地域住民で対応できる範囲の手助けをするため、地域のボランティア班である「ニーズ対応チーム」をつくっています。

【活動例】話し相手、ゴミ出し、買い物、庭の草取り、布団干し

【ニーズ対応チーム人数（令和６(2024)年３月末現在）】6,614 人（福祉協力員を含む）

◆「ニーズ対応チーム」の活動状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
活動件数	614,417 件	655,875 件	701,956 件

（４）「地域共生社会実現のための活動」の取組み

校（地）区社会福祉協議会では、「見守り」「助け合い」「話し合い」の基本的な取組みに加え、地域それぞれの課題に応じた発展的な取組みとして、「地域共生社会実現のための活動」に取組んでいます。

◆実施校（地）区社会福祉協議会数（令和６(2024)年３月末現在）

小地域福祉活動計画の策定	サロンの新設	ウェルクラブ活動	小地域福祉活動計画の推進
39	18	44	88

４　各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」　〔地域福祉推進課〕

本市では、地域社会全体で地域の様々な問題を解決し、ささえあいとふれあいにあふれたまちづくりを推進するため、医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関ほか）、地域団体（自治会、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員協議会、小・中学校 PTA、食生活改善推進員協議会、健康づくり推進員の会ほか）、福祉関係団体（社会福祉協議会、社会福祉関係団体ほか）、行政など（警察、消防、区役所ほか）など、地域の生活を支える様々な団体によって構成される「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」（以下「区推進協議会」という）が各区にあります。

区推進協議会では、構成団体が連携して各区の特性を活かした活動を展開し、保健・医療・福祉・地域が一体となって“地域のネットワーク”づくりに取り組んでいます。

（1）各区の推進協議会（令和６(2024)年４月１日現在）

	名　称	愛　称	構成団体数
門司区 （Ｈ５.10.26）	門司区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会	しあわせネット門司	42 団体
小倉北区 （Ｈ５．９.29）	小倉北区すこやかライフ推進協議会	－	29 団体
小倉南区 （Ｈ５.10.25）	小倉南区保健・医療・福祉・地域連携システム推進協議会	ほっとステーション小倉南推進協議会	34 団体
若松区 （Ｈ５．７.28）	若松区保健・医療・福祉・教育・地域連携推進協議会	若松あんしんネットワーク	30 団体
八幡東区 （Ｈ４．９.25）	八幡東区いきいき 21 推進協議会	－	37 団体
八幡西区 （Ｈ５.10.15）	八幡西区ささえあいネットワーク推進協議会	－	28 団体
戸畑区 （Ｈ５.10.27）	戸畑区地域福祉推進協議会	とばたすこやかネットワーク	37 団体

※（　）内は設置年月日

（2）区推進協議会の主な活動

①　部会の開催、実務者による自主的勉強会「地域ケア研究会」等の実施

保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政関係者らが参加して、「在宅介護」「認知症対策」「介護保険」「子育て支援」「高齢者虐待防止」「市民主体の健康づくり」など、様々な課題に対する解決策を検討するため、各区で課題別の部会（高齢者、健康・生きがいづくり、地域、子育て支援等）を設置し、部会会議や実務者勉強会を通して関係者間のネットワークの充実・強化に努めています。

②　啓発のためのイベント実施

健康づくりや、地域課題に対する地域住民の意識を高めるため、各区で特色あるイベントを実施しています。

③　健康づくり・健康増進

健康まつり（生活習慣病健診、講演会）の開催、健康運動実技指導、あるき ing（子どもから高齢者までが参加したウォーキング）など

④　各種講演会

ものわすれ予防、子育て支援など

第４節　孤独・孤立対策　〔地域福祉推進課〕

１　国の動き

（１）孤独・孤立対策推進法

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和６(2024)年４月に施行されました。

① 基本理念

１　孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。

２　孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。

３　当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

② 基本的施策

１　孤独・孤立対策の重点計画の作成

２　孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発

３　相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進

４　関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進

５　当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上

６　地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援

７　孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

（２）孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、令和３(2021)年・令和４（2022）年に引き続き３回目の孤独・孤立の実態把握に関する全国調査が実施されました。

調査は、令和５(2023)年12月から令和６(2024)年１月にかけて行われ、調査の対象は、全国の満16歳以上の個人を対象に、住民基本台帳から無作為に抽出した20,000人に対して、オンライン又は郵送での回答を求め、11,142人（55.7%）から回答を得ました。

調査事項は、孤独感や孤独感の期間、これまでに経験したライフイベントなど孤独に関する事項、家族や友人たちとのコミュニケーション手段や頻度、社会活動への参加状況などの孤立に関する事項、外出頻度や外出目的などの関連事項、配偶者の有無や就業状態などの属性事項でした。

孤独感が「しばしばある・常にある」と答えた人の割合は4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%であった一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は41.4%、「決してない」が17.9%でした。令和４（2022）年と比較すると、「時々ある」の割合が縮小。令和３（2021）年と比較すると、「決してない」の割合が縮小し、「ほとんどない」及び「たまにある」の割合が拡大していました。

年齢階級別の割合では、「しばしばある・常にある」は「20歳代」が最も高く7.1%、最も低いのは

「70歳代」で2.7%でした。

男女別にみると、男性は「30歳代」が最も高く9.0%、女性は「20歳代」で8.7%でした。最も低いのは、男性が「80歳以上」で2.3%、女性は「70歳代」で2.7%でした。

（３）孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業

孤独・孤立に関する多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に、国は令和４(2022)年２月に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置しました。

孤独・孤立の問題に社会全体で向き合い、多様な悩みを抱える方々に手を差し伸べるため、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、NPO等支援組織、孤独・孤立対策に関心が高い地方公共団体などと連携を進め、分科会や現場課題ワークショップなどを通じて、孤独・孤立対策に関する現状把握を行い、課題の解決に向けた論点整理や方策を検討しています。

２　孤独・孤立対策強化月間

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでは、深刻化する孤独・孤立の問題について、理解の浸透や対策の機運を醸成することを目的として、毎年５月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を行いました。（令和６年度より開始）

北九州市においても、孤独・孤立についての理解・意識や対策の機運を社会全体で高めるために、孤独・孤立対策に資する知識習得に向けた研修会や、啓発動画の配信、ポスターの掲示などを実施しました。

３　北九州市孤独・孤立対策等連携協議会

民間団体、行政等の各支援者が、他の支援者と連携しながら支援が届けられるよう、日頃から支援者同士の顔が見える関係をつくり、官民が連携しながら支援をつなげていくため、市内で孤独・孤立に関する支援を行っているNPO法人等15団体で構成する「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を立ち上げました。

令和４(2022)年２月に開催した第１回協議会では、団体間での支援を繋げていく方策、団体間での情報共有や情報発信、各団体の支援者の人材育成など、活動を行っていく上での具体的な団体間での連携について意見交換を行いました。

第１回協議会での意見交換を踏まえ、これまで、参加団体の活動紹介冊子を作成したり、参加団体の支援事例発表、ケーススタディの実施など、団体間の相互理解を深め、連携を推進するための活動

を行いました。また、令和５年１２月に開催した第６回協議会では、参加団体同士の活動内容をより理解するとともに、支援現場で活動している支援者同士で、顔の見える関係性を築くことを目的に、参加団体の施設見学や、実際の活動を体験するバスツアーを開催しました。

今後は、これまでの活動を継続するとともに、協議会の事務局を参加団体が担うことや、協議会の参加団体数を拡大することなども検討します。

国に先駆けて設置した「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を継続的・発展的に維持し、一層の連携強化を図っていくため、国の取組と連動し、支援の質の向上や支援の輪の拡大につながる取組み、孤独・孤立問題に対する情報発信などを行っていきます。

４　重層的支援体制整備事業

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行っています。

重層的支援体制整備事業では、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、課題が複雑化・複合化しており、従来の属性別の支援体制では対応が困難な場合に対応するため、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、包括的な相談体制を構築する「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

さらに、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化します。

これにより地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するものです。

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和５(2023)年度には門司区、八幡東区、令和６(2024)年度には門司区、八幡東区、八幡西区、戸畑区で移行準備事業を実施しています。

第５節　ボランティア・地域福祉活動の促進　〔地域福祉推進課〕

１　社会福祉ボランティア大学校

地域福祉活動を担う人材の育成や資質向上を図るため、北九州市社会福祉ボランティア大学校では、カリキュラムの充実に努め、各種研修を行っています。

① 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

・まちづくりセミナー　　・ふくしのまちづくり講座

・新たな社会問題に対応する講座　　・市民講演会

② テーマ型ボランティア・市民活動者の人材育成

・福祉有償運送運転協力者研修　　・障害への理解を深め、はじめようボランティア入門講座

・災害ボランティア養成講座　　・ボランティアグループ運営研修

③ 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の人材育成

・現任福祉協力員研修　　・地域福祉活動専門研修

・地域福祉活動指導者研修「トップセミナー」　　・まちづくりゼミナール

・校（地）区社会福祉協議会　新任役員研修

④ 企業等におけるボランティア・市民活動者の人材育成

・企業の社会貢献活動セミナー　　・社会福祉法人の社会貢献活動セミナー

⑤ ボランティア・市民活動支援者の育成

・ボランティアコーディネート研修

◆社会福祉ボランティア大学校研修実施状況

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	開催回数	開催回数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
新たなボランティア・市民活動の担い手の養成	17 回	15 回	15 回	916 人	18 回	994 人
テーマ型ボランティア・市民活動者の育成	10 回	10 回	10 回	217 人	7 回	216 人
小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の育成	11 回	11 回	11 回	598 人	11 回	710 人
企業におけるボランティア・市民活動者の養成	2 回	2 回	2 回	33 人	2 回	20 人
ボランティア・市民活動支援者の育成	2 回	1 回	1 回	17 人	1 回	16 人
合　　計	42 人	39 人	39 回	1,781 人	39 回	1,956 人

２　ボランティア・市民活動センター

市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修・啓発に取り組んでいます。また、ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの人が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、北九州市社会福祉協議会と各区の社会福祉協議会事務所に開設しています。

（１）活動内容

・ボランティア・市民活動の啓発・普及　　・ボランティア・市民活動についての調査・研究
・ボランティア・市民活動者の養成・研修　　・ボランティア・市民活動に関する相談・援助
・ボランティア・市民活動のコーディネート　・ボランティア連絡協議会の運営・活動（区のみ）

◆ボランティア登録状況（ボランティア活動保険加入者数）の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
登録団体数	537 団体	583 団体	616 団体
会員数	17,075 人	18,320 人	18,479 人

◆ボランティア・市民活動センターへの相談件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ボランティア希望	287 件	217 件	244 件
ボランティア依頼	308 件	357 件	421 件
会議室・機材貸出	1,250 件	1,238 件	1,334 件
保険・保険請求	2,242 件	2,958 件	2,576 件
送迎申込・相談	16,583 件	27,507 件	27,214 件
腕自慢おまかせサービス	181 件	302 件	243 件
収集・リサイクル	998 件	1,031 件	1,069 件
体験学習・養成講座	388 件	378 件	251 件
ボラ連業務	605 件	599 件	791 件
介護支援ボランティア	435 件	557 件	154 件
その他	1,812 件	1,561 件	1,689 件
合　　計	25,089 件	36,705 件	35,986 件

（２）シルバーひまわりサービス（在宅虚弱高齢者送迎サービス）

在宅で外出が困難な虚弱高齢者の医療機関への通院、買い物、その他の日常の活動を支援するため、労働団体である連合福岡北九州地域協議会の協力を得て、組合員や市職員をはじめとする市民が幅広く参加したボランティアによる送迎サービスを実施しています。

【対象者】65 歳以上の在宅高齢者（要支援１～要介護２）で、
他の交通手段の利用が困難な方。

※ご利用にあたっては、会員登録が必要です。

◆ボランティア及び会員登録数

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ボランティア登録数	878 人	901 人	939 人
利用会員登録者数	627 人	747 人	790 人

◆利用状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
通院など	1,772 件	2,874 件	3,113 件
買物・食事	836 件	1,398 件	1,760 件
理容・入浴	66 件	101 件	96 件
福祉施設利用	11 件	15 件	24 件
その他	399 件	618 件	722 件
合　　計	3,084 件	5,006 件	5,715 件

（３）腕自慢おまかせサービス

企業や市民のボランティアグループが中心となって、高齢者世帯などに出向き、簡単な大工仕事や力仕事を行っています。

【対象者】高齢者世帯（65 歳以上）、障害者世帯（年齢制限はありません）

【サービス内容】家具の移動、網戸の張り替え、包丁研ぎ、電球交換など

◆腕自慢おまかせサービス登録ボランティア数

ボランティアグループ名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日本製鉄八幡「ハートフルスチールの会」	200 人	199 人	193 人
ジョブサポートセンター八幡（八幡東区）	―	9 人	3 人
エンゼル（門司区のみ）	19 人	―	―
個人ボランティア	61 人	67 人	49 人
合　　計	280 人	275 人	245 人

◆サービス利用状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用状況	25 件	62 件	42 件

３　北九州市地域福祉振興事業（旧：北九州市地域福祉振興基金事業）

地域福祉振興協会では、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された「地域福祉振興基金（ひまわり基金）」の運用収益を利用して、高齢者等の家事援助などの、さまざまなボランティア団体に助成を行い、市内のボランティア活動の活発化を推進してきました。

本基金は、令和３(2021)年４月をもって「SDGs 未来基金」へ統合されましたが、地域福祉活動の振興は、SDGs 未来都市計画の「市民参加型の活動による生活の質の向上」などの取組とも合致するため、今後も地域福祉振興協会において、助成事業等を実施していきます。

北九州市内における地域福祉活動の振興を図るために、市民の皆様のボランティア活動や生きがいづくりに役立つ以下のような事業に助成を行っています。

【助成対象】

・ボランティア活動の育成と振興を推進する事業

・住民参加型による在宅福祉活動を推進する事業

・地域福祉の向上に資する事業

・民間社会福祉事業施設に勤務する職員の研修、福利厚生等の事業

・高齢者の健康及び生きがいづくりを推進する事業

◆助成実績

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
助成事業	ボランティア活動の基盤整備	436 千円 （1 件）	500 千円 （1 件）	489 千円 （1 件）
	その他の地域福祉活動	5,167 千円 （16 件）	5,343 千円 （15 件）	5,748 千円 （19 件）
	高齢者の健康及び生きがいづくりを推進する事業	1,601 千円 （2 件）	2,604 千円 （2 件）	3,515 千円 （2 件）
	合　　計	7,223 千円 （19 件）	8,447 千円 （18 件）	9,752 千円 （22 件）

注：1　（　）は件数。

2　助成事業は北九州市地域福祉振興協会及び北九州市社会福祉協議会で実施。

3　北九州市地域福祉振興基金は、北九州市 SDGs 未来基金に統合のため廃止（令和３(2021)年３月 31 日）。